



とうとう、

ゴルフ会員権が損益通算不可へ

税理士 廣瀬 裕

I 損益通算について

ゴルフ会員権を購入時よりも安く売却し譲渡損が発生した場合、他の所得（給与所得、事業所得、不動産所得など）と合算する損益通算により 所得税、住民税の節税効果があります。通常、株式や不動産を譲渡して損失が出た場合は、株式なら株式、不動産なら不動産の譲渡益としか通算ができませんが、ゴルフ会員権の場合は他の所得と損益通算が可能でした。

このゴルフ会員権の損益通算が平成26年度改正で、平成26年4月1日以降の譲渡は適用ができなくなる予定です。

II ゴルフ会員権譲渡損による節税

〈例〉 平成26年3月31日までの譲渡の場合

① ゴルフ会員権 50万円 - 500万円 = △450万円 譲渡所得
 売却金額 購入費用等

② 不動産 〇〇〇万円 - 〇〇〇万円 = 450万円 不動産所得
 収入 費用 (青色申告控除後)

② - ① = 0円

納税は 0円です。

※譲渡が平成26年4月1日以降の場合は、不動産所得に対して所得税、住民税が課税されます。

III 申告は

平成26年1月1日から平成26年3月31日迄のゴルフ会員権の譲渡が対象です。平成27年3月15日期限の確定申告で適用できます。